



子どもの権利条約を 学校で生かすために

いじめ・不登校・虐待・自死、あるいは貧困など、子どもたちを取り巻く環境はますます厳しくなるばかりです。一方、日本政府が「子どもの権利条約」を批准して28年経ちましたが、ようやく国会で「子ども基本法案」や「子ども家庭庁設置法案」といった子ども関連法案が審議されるようになりました。

子どもたちを守るために、「子どもの権利条約」に基づいた施策を講じていくことが強く求められています。

ここでは、「子どもの権利条約」とはどのようなものか、「子どもの権利条約」を学校で生かすにはどうしたらよいかについて、日本ユニセフ協会発行の2つの冊子*の概要を紹介を通して、ともに考えてみたいと思います。

(*教員向けハンドブック『子どもの権利条約』を学級経営に生かそう」と子ども向けの「子どもの権利条約カードブック」

子どもの権利条約が できるまで

世界の人人々に大きな苦しみと悲しみをもたらした世界大戦。その反省から戦後まもなく設立された国際連合において、1948年に採択された「**世界人権宣言**」は、国に関わりなく世界中すべての人が生まれながらに基本的人権を持っていることを、初めて公式に認めた宣言です。

この「世界人権宣言」自体は法的な効力を持たないものですが、その後、国連

や国際社会は、この宣言が目指す社会を実現していくために、国際的な法律である条約を整えてきました。

同時に、社会で弱い立場に立たされている子どもたちの状況も世界で注目されるようになっていきました。

1959年、国連総会において「**児童の権利に関する宣言**」が採択され、「子どもの権利」が国際文書として明文化されました。

その後、1989年の国連総会にて「**子どもの権利条約**」が採択されました。

日本は、1994年にこの「子どもの権

利条約」を批准しました。現在、全世界で196の国と地域が締約する、世界で最も広まった人権条約となっています。

子どもを権利主体として 位置づける

「子どもの権利条約」は、子ども(18歳未満)を権利主体と位置づけ、一人の人間として、**おとなと同様の人権**(*)を認めています。

さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちは保護や配慮が必要な面もあるため、**子どもならではの権利**(*)も定めています。

また、すべての子どもに保障される権利のほかに、難民や少数民族の子ども、障がいのある子どもなど、特に配慮が必要な子どもの権利についても定めています。

(*おとなと同様の人権

「表現の自由」「思想・良心・宗教の自由」「結社・集会の自由」「教育を受ける権利」など

子どもならではの権利

「生きる権利・育つ権利」「親と引き離されない権利」「意見を表す権利」「休み・遊ぶ権利」など



子どもの権利条約 4つの原則

子どもの権利条約には、次の4つの原則があります。

この4つの原則は、それぞれの条文に書かれた権利であると同時に、条約で定められているほかの権利を考える時に、常に合わせて考えることが大切です

生命、生存および発達に関する権利

すべての子どもの命が守られ、持つて生まれた能力を十分伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

子どもの最善の利益

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最も良いことは何か」を第一に考える。

子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種・国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

子ども権利が 守られる社会

日本政府は、「子どもの権利条約」を、1994年に批准しました。国が条約を批准することは大きな一歩です。しかし、批准しただけでは「子どもの権利」は守られるようにはなりません。

この条約は「子どもの権利」を包括的に記すだけでなく、「子どもの権利」を守るために、社会や**国の義務**が何かを明示し、その責任も定めています。

司法や行政だけでなく、教育者や保護者など、子どもに関わるすべての人が、条約に記された権利が実現されるよう取り組みが求められています。

また、おとなたちとともに、子どもたち自身が、自らの持つ権利について知り、権利を尊重することを学ぶことも大切です。

(*) **国の義務**…この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったりの政策を実行したりする。

子どもの権利を 大切に する教育

ユニセフが提唱する『**子どもの権利**』を大切に**する教育**は、主に、次の4つの側面から成り、学校での教育活動のすべての場面に及びます。

だれもが教育を受ける権利を持つ

すべての子どもに、あらゆる差別なく公平に教育を受ける権利がある。すべての子どもが質の高い義務教育を受けられること、また、その後の成長過程においても学ぶ機会が与えられなければならない。

「子どもの権利」について学ぶ

学校での授業や活動を通して「子どもの権利」について学ぶ。子どもたちは、自分の権利について知ると同時に、他の子どもたちも同じ権利を持つことに気づき、互いの権利を尊重する態度を身につける。

学びの環境を整える

学校・園のあらゆる面で、「子どもの権利」の精神を推進する。たとえば、授業における指導法やカリキュラム、学校の設備において、子どもの最善の利益が考慮されていること。子どもの意見が尊重されていること。これらを実践していくことで、子どもたちは自らの権利と尊厳が守られた環境で学び、その可能性を伸ばすことができる。

社会に貢献する力を養う

自らの権利について学び、権利が守られた環境で学ぶことは、他者の権利にも目を向け、行動する学びとつながっていく。それは、地域社会や国際社会に目を向け、社会に貢献する力を培うことにもつながる。

子どもの権利条約 Q&A

Q 権利は義務や責任を伴うもの？

A あらゆる人権がそうであるように、「子どもの権利」は、すべての子どもが無条件に持っているものです。つまり、権利はいかなる条件も伴いません。

権利は義務や責任を果たしたときに報酬として与えられるものではなく、また、義務や責任を果たさないからといって剥奪されるものでもありません。

Q 「子どもの権利」を知ると、子どもは、自分の権利ばかりを主張するようになる？

A 「子どもの権利」を知ること、自分自身の権利を知ることと同時に、他者の権利を知ることでもあり、また、先生やおとなたちの持つ権利にも気づく機会となります。

そのような学びを通し、そして権利が守られた環境で学ぶことにより、お互いの権利の尊重や信頼関係の構築につながっていきます。子どもの意見を聞く際には、その子どもの置かれた状況や成長過程を考慮しながら、常に4つの原則に立ち返ることも大切です。

Q 「子どもの権利条約」にある権利どうしが、ぶつかり合う場合はどうするの？

A 学校・園をふくめた生活のいろいろな場面では、ある権利が他の権利と矛盾したり、衝突したりする場合があります。

自分の守られたい権利が他の人の権利と衝突するような場合、状況を総合的に見ながら、それぞれの権利を両立させるために、互いが努力する必要があります。

また、子どもの置かれている状況によっては、ある権利を守るために、ある権利を一時的に制限しなければならないことも起こります(*)。

忘れてはならないことは、常にその子どもの最善の利益とは何かを考えられていることです。

(*)暴力から保護し、命を守るために、親と引き離されない権利が一時的に制限されるなど

Q 愛されること、間違えても認めてもらえることなども条約に含まれる？

A 「子どもの権利条約」は法的な文書であり、愛情や幸福などの感情や、子どもの間違いは法的に評価することが難しいため、条約には含まれません。

しかし、多くの条文が、子どもが愛されると感じながら成長するために必要な事柄について触れています。

また、間違いや失敗から学ぶことは、子どもの成長過程における大切な要素であり、間違いをしたときを含めて、おとなは常に敬意をもって子どもと接し、その尊厳を傷つけてはなりません。

※今回、内容を紹介した日本ユニセフの2つの資料は、資料名でネット検索して、ダウンロードできます。